

第96回定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2019年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所：神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館



日産車体株式会社

(証券コード7222)

目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	2
事業報告	20
連結貸借対照表	36
連結損益計算書	37
連結株主資本等変動計算書	38
連結注記表	40
貸借対照表	44
損益計算書	45
株主資本等変動計算書	46
個別注記表	48
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	54
会計監査人の監査報告書 謄本	55
監査役会の監査報告書 謄本	56
株主メモ	60
主要製品の紹介	61

株 主 各 位

神奈川県平塚市堤町2番1号

日産車体株式会社

取締役社長 木 村 昌 平

第96回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館
3. 目的事項
報告事項
 1. 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の監査結果報告の件
 2. 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役全員任期満了につき6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）
- 第6号議案 定款一部変更の件（取締役会議長は社外取締役とする）

4. 株主総会の議決権行使に係る事項

議決権行使書における各議案に賛否の記載のない場合の取扱いにつきましては、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示として取扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nissan-shatai.co.jp/IR/NEWS/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案し、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当を含めました当事業年度の年間配当金は、前事業年度と同様に1株につき13円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円50銭
総額880,446,964円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 取締役全員任期満了につき6名選任の件

現在の取締役全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きむら しょうへい 木村 昌平 (1957年3月12日生) 再任	1979年 4月 日産自動車株式会社入社 2006年 4月 同追浜工場長 2009年 4月 同執行役員 2014年 4月 同アライアンスEVP、副社長 2015年 8月 当社副社長執行役員 2016年 6月 同取締役社長 現在に至る (当社における担当) 内部監査室担当、商品保証本部長委嘱 (重要な兼職の状況) 日産車体九州株式会社取締役社長	12,200株
取締役候補者とした理由 木村昌平氏は、現在当社取締役社長として、強いリーダーシップと経営者としての豊富な経験、幅広い見識をもって、経営の重要な意思決定を行い、業務執行全般を指揮・統括しております。今後も当社が中長期的に企業価値を向上し、また、コーポレートガバナンス向上に取り組む上で、適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
(注) 木村昌平氏と当社との間には特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	<p>馬 淵 雄 一 (1959年12月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>1982年 4月 日産自動車株式会社入社 2011年 4月 同車両生産技術本部車両生産技術統括部長 2014年 4月 アジア・パシフィック日産自動車会社SVP 2016年 4月 当社常務執行役員 2016年 6月 同取締役常務執行役員 2017年 4月 同取締役専務執行役員 現在に至る</p> <p>(当社における担当) 生産部門統括、安全環境部・品質統括部・生産統括部・試作生産技術部・ 湘南工場担当</p>	3,400株
<p>取締役候補者とした理由 馬淵雄一氏は、現在当社の取締役専務執行役員として生産部門を統括し、当社中期経営計画の「工場の競争力」及び「技術・技能の競争力」強化を牽引するなど、その職責を果たしております。また日産自動車株式会社及び海外拠点を含むグループ会社の生産部門業務で培った豊富な経験と幅広い見識をもって、今後も当社が中長期的に企業価値を向上するにあたり適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>(注) 馬淵雄一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p>			
3	<p>大 塚 裕 之 (1960年3月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>1983年 4月 日産自動車株式会社入社 2008年 4月 同技術開発本部車両要素技術開発部長 2011年 4月 同コンポーネント戦略推進部長 2015年 4月 同R&Dエンジニアリング・マネジメント本部長 2017年 4月 当社専務執行役員 2017年 6月 同取締役専務執行役員 現在に至る</p> <p>(当社における担当) 開発部門統括、特装開発部・実験部担当</p>	3,900株
<p>取締役候補者とした理由 大塚裕之氏は、現在当社の取締役専務執行役員として開発部門を統括し、当社中期経営計画の「商品の競争力」及び「技術・技能の競争力」強化を牽引するなどその職責を果たしております。また日産自動車株式会社の開発・設計部門業務で培った豊富な経験と幅広い見識をもって、今後も当社が中長期的に企業価値を向上するにあたり適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>(注) 大塚裕之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	<p>こ たき しん 晋 小 滝 晋 (1963年1月12日生)</p> <p>再任</p>	<p>1985年 4月 当社入社 2006年 4月 日産自動車株式会社出向 ルノーニッサンパーチェシングオーガニゼーション主管 2009年 4月 同サプライヤー・アカウント・オフィサー 2014年 4月 当社購買部長 2015年 4月 同執行役員 2017年 4月 同常務執行役員 2018年 6月 同取締役専務執行役員 現在に至る</p> <p>(当社における担当) 管理部門統括、人事部・秘書室・経理部・購買部・特装業務推進部担当</p>	6,000株
<p>取締役候補者とした理由 小滝晋氏は、現在当社の取締役専務執行役員として管理部門を統括し、当社中期経営計画の「すべての活動を支える基盤」強化を牽引するなどその職責を果たしております。日産自動車株式会社及び当社の購買部門業務で培った豊富な経験と幅広い見識をもって、今後も当社が中長期的に企業価値を向上するにあたり適切な人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
<p>(注) 小滝晋氏と当社との間には特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	いちかわ せい いちろう 市川 誠 一 郎 (1953年12月8日生) 再任／社外／独立役員	1976年 4月 サッポロビール株式会社入社 2005年 3月 同執行役員 2008年 3月 同常務執行役員 2009年 3月 同取締役常務執行役員 2013年 3月 同取締役専務執行役員 2015年 3月 同退任 2016年 6月 当社取締役 現在に至る	0株
	社外取締役候補者とした理由 市川誠一郎氏は、異業種企業における長年の経験を通じ、会社経営、コーポレートガバナンスに関する豊富で幅広い見識を有しております。現在当社の社外取締役を務めており、業務執行に対し、独立した立場で助言や監督をしていただいております。今後も社外取締役としての役割を果たしていただける人物と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		
5	(注) 1. 市川誠一郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 市川誠一郎氏は、社外取締役候補者であります。 3. 市川誠一郎氏は、現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。 4. 市川誠一郎氏は、原案どおり再任が可決された場合、引き続き株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。 5. 市川誠一郎氏が社外取締役として当社に在任している間、当社及びグループ会社車両生産工場における完成検査に係る不適切な取扱いが判明いたしました。市川誠一郎氏は上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より法令及びコンプライアンス遵守の助言、注意喚起を行ってまいりました。上記事実判明後は再発防止策の内容やその進捗状況について説明を受け、その内容について意見を述べる他、完成検査工程を实地確認する等、再発防止の徹底に向け、その職責を果たしております。 6. 当社は、市川誠一郎氏との間で定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。また、本総会において原案どおり再任が可決された場合、当社と市川誠一郎氏は、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を更新する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	<p>いま い まさ ゆき 今 井 雅 之 (1968年8月7日生)</p> <p>新任／社外／独立役員</p>	<p>1992年 4月 神奈川中央交通株式会社入社 2014年 6月 同経営企画部次長 2016年 6月 同経営企画部長 2017年 6月 同取締役 2019年 4月 同取締役執行役員 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 神奈川中央交通株式会社取締役執行役員</p>	<p>0株</p>
6	<p>社外取締役候補者とした理由 今井雅之氏は、現職の神奈川中央交通株式会社において企業財務・経理部門の業務に携わり、同部門の豊富な知識及び経営者として幅広い見識を有しております。当社の業務執行に対し、独立した立場から助言や監督をしていただける人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>(注) 1. 今井雅之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 今井雅之氏は、社外取締役候補者であります。 3. 今井雅之氏は、原案どおり選任が可決された場合、株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。 4. 今井雅之氏は、本総会において原案どおり選任された場合、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。</p>		

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役湧井敏雄、井上泉の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	池田鉄伸 (1955年1月30日生) 新任／社外	1977年 4月 株式会社横浜銀行入行 2004年 3月 同執行役員 2007年 6月 同代表取締役 2008年11月 浜銀ＴＴ証券株式会社取締役社長 2015年 6月 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社取締役社長 2018年 6月 日産自動車株式会社監査役（常勤） 現在に至る	0株
社外監査役候補者とした理由 池田鉄伸氏は、金融機関における長年の経験を通じ、財務・会計及び会社経営に関する豊富で幅広い見識を有しております。当社において取締役の職務執行に関する監査機能を強化するために適切な人物と判断し、社外監査役候補者いたしました。			
(注) 1. 池田鉄伸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 池田鉄伸氏は、社外監査役候補者であります。 3. 池田鉄伸氏は、当社親会社である日産自動車株式会社の監査役ですが、2019年6月25日をもって退任する予定であります。 4. 池田鉄伸氏が社外監査役として在任している日産自動車株式会社は、同社及びグループ会社車両生産工場における完成検査に係る不適切な取扱いにおいて、国土交通省より2018年12月19日に「型式指定に関する業務改善について（指導）」を受けました。また同社元代表取締役会長が金融商品取引法違反及び会社法違反（特別背任罪）により起訴され、同社も金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）により起訴されました。池田鉄伸氏はいずれも上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より同社の社外監査役として法令及びコンプライアンス遵守の助言、注意喚起を行ってまいりました。上記事実判明後は再発防止策やガバナンス改善の内容及びその進捗状況について説明を受け、その内容について意見を述べ等、再発防止の徹底に向け、その職責を果たしております。 5. 池田鉄伸氏は、本総会において原案どおり選任された場合、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
	<p>井上 泉 (1948年7月17日生)</p> <p>再任／社外／独立役員</p>	<p>1972年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 2002年 6月 同取締役コンプライアンス部長 2003年 6月 株式会社損害保険ジャパン取締役常務執行役員 2005年10月 東日本高速道路株式会社監査役（常勤） 2010年11月 同顧問 2011年 6月 株式会社ネクスコ東日本リテイル顧問 2013年 4月 株式会社ジャパンリスクソリューション取締役社長 現在に至る 2015年 6月 当社監査役（非常勤） 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社ジャパンリスクソリューション取締役社長</p>	<p>4,100株</p>
2		<p>社外監査役候補者とした理由 井上泉氏は、損害保険業界等における長年の経験を通じ、会社経営、事業活動に伴うリスク管理、コーポレートガバナンスに関する豊富で幅広い見識を有しております。また現在も当社社外監査役として、取締役の職務執行に関し、意見や助言を行うなど適切な監査を行っており、更なる監査機能強化にあたり適切な人物と判断し、社外監査役候補者といたしました。</p> <p>(注) 1. 井上泉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 井上泉氏は、社外監査役候補者であります。 3. 井上泉氏は、現に当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。 4. 井上泉氏は、原案どおり再任が可決された場合、引き続き株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。 5. 井上泉氏が社外監査役として当社に在任している間、当社及びグループ会社車両生産工場における完成検査に係る不適切な取扱いが判明いたしました。井上泉氏は上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より法令及びコンプライアンス遵守の助言、注意喚起を行ってまいりました。上記事実判明後は再発防止策の内容やその進捗状況について説明を受け、その内容について意見を述べる他、完成検査工程を实地確認する等、再発防止の徹底に向け、その職責を果たしております。 6. 当社は、井上泉氏との間で定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。また、本総会において原案どおり再任が可決された場合、当社と井上泉氏は、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を更新する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。</p>	

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、当該補欠監査役につきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
伊藤 智則 (1964年2月29日生) 新任／社外／独立役員	1986年 4月 株式会社横浜銀行入行 2008年 4月 同融資2部長 2009年 4月 同経営企画部協会担当部長 2011年 6月 同経営管理部長 2012年 5月 同執行役員 2016年 4月 株式会社横浜スタジアム常務取締役 2017年 8月 横浜信用保証株式会社顧問 2018年 5月 一般社団法人神奈川経済同友会専務幹事 現在に至る (重要な兼職の状況) 一般社団法人神奈川経済同友会専務幹事	0株
補欠監査役候補者とした理由 伊藤智則氏は、金融機関及び異業種企業における長年の経験を通じ、会社経営並びに財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社において、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に、監査業務を担うにあたり適切な人物と判断し、補欠監査役候補者といたしました。		
(注) 1. 伊藤智則氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 伊藤智則氏は、補欠の社外監査役候補者であります。 3. 伊藤智則氏が、本総会において原案どおり選任され、かつ監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所で定める独立役員となる予定であります。 4. 伊藤智則氏が、本総会において原案どおり選任され、かつ監査役に就任した場合、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。 その契約内容の概要は次のとおりであります。 ①監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。 ②上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。		

<株主提案（第5号議案及び第6号議案）>

第5号議案及び第6号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

以下、議案の要領（脚注を含む）及び提案の理由は、提案株主様から提案された原文をそのまま記載しております。

第5号議案 定款一部変更の件（指名委員会等設置会社への移行）

(1) 議案の要領

現行定款を以下のとおり変更し、第25条から第31条を2条ずつ、第40条から第43条を1条ずつ繰り上げるものとし、第6章（計算）を1章繰り下げるものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 	<p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3. 執行役 4. 会計監査人
<p>（招集）</p> <p>第12条 ①定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は随時必要があるときに、取締役会の決議により、<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>（招集）</p> <p>第12条 ①定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は随時必要があるときに、取締役会の決議により、<u>執行役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>②<u>執行役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の<u>執行役又は取締役</u>がこれに当たる。</p>
<p>（議長）</p> <p>第15条 ①株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>（議長）</p> <p>第15条 ①株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>②<u>執行役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の<u>執行役又は取締役</u>がこれに当たる。</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第22条 ①取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 ①取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 ①取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>②代表取締役は、取締役会の決議に従い、当会社の業務を執行し、当会社を代表する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 ①取締役会の決議によって取締役社長を定める。</p> <p>②取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>報酬委員会</u>が定める。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第27条 ①取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 ①取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②前項で定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の4日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、取締役会の日の4日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数) 第32条 当社の監査役は、3名以上とする。ただし、監査役中欠員が生じても法定数が欠けないときは、その補欠を延期し、又は補欠しないことができる。	(削除)
(選任方法) 第33条 ①監査役は、株主総会において選任する。 ②前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第34条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、監査役会の日4日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会規則) 第38条 監査役会に関しては、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(委員会の員数)</p> <p><u>第30条</u> <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下、これらの委員会をそれぞれ「各委員会」という。）は、3名以上の取締役で構成するものとし、その過半数は社外取締役とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(委員の選定方法)</p> <p><u>第31条</u> ①各委員会の委員は、<u>取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>②各委員会の委員長は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(委員会規則)</p> <p><u>第32条</u> <u>各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会が定めるもののほか、各委員会で定める各委員会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第6章 執行役</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役の選任方法)</p> <p><u>第33条</u> <u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(執行役の任期)</p> <p><u>第34条</u> ①執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、増員により選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</p>
(新設)	<p>(代表執行役)</p> <p><u>第35条</u> 取締役会は、その決議によって執行役の中から代表執行役を選定する。</p>
(新設)	<p>(役付執行役)</p> <p><u>第36条</u> 取締役会は、その決議によって執行役社長1名並びに執行役副社長、執行役専務及び執行役常務若干名を定めることができる。</p>
(新設)	<p>(執行役の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。</p>
(新設)	<p>(執行役規則)</p> <p><u>第38条</u> 執行役に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める執行役規則による。</p>

(2) 提案の理由

本議案の理由につきましては、第6号議案定款一部変更の件（取締役会議長は社外取締役とする）に記載の「(2) 提案の理由」と合わせて記載しておりますので、当該箇所をご参照ください。

第6号議案 定款一部変更の件（取締役会議長は社外取締役とする）

(1) 議案の要領

現行定款第27条を以下のとおり変更します。

但し、第5号議案が可決された場合には、本議案の変更案における「取締役社長」を「執行役社長」と読み替えるなど、当該可決に伴う合理的な調整を行うものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長) 第27条 ①取締役会は、 <u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u>	(取締役会の招集権者及び議長) 第27条 ①取締役会は、 <u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u> ② <u>取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた社外取締役がこれに当たる。当該社外取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の社外取締役がこれに当たる。社外取締役の全員が取締役会に出席できないときに限り、前項においてあらかじめ取締役会において定めた順序に従い、社外取締役でない取締役が議長となることができる。</u>

(2) 提案の理由

当社の親会社である日産自動車株式会社（以下、「親会社」又は「日産自動車」）では、ガバナンス改善特別委員会の平成31年3月27日付け報告書において、取締役会及びその他の会社機関により取締役を監督・監視・監査する機能が一部有効に機能していなかったことが指摘され、指名委員会等設置会社への移行や、取締役会議長は社外取締役が務めることが提言されています。これらは、親会社のガバナンスを改善するためになされた提言ですが、以下に説明するとおり、当社においても、現在のガバナンス体制は問題を抱えており、その改善を図る必要が生じています。

そこで、当社においても、親会社における提言と同様に、①指名委員会等設置会社へ移行すること及び②取締役会議長は社外取締役が務めることを提案することといたします。

指名委員会等設置会社へ移行することについて

私どもは、過去10年以上にわたり当社株式を保有しており、当社経営陣と継続的に対話を重ねてまいりました。こうした対話の中で、私どもは当社経営陣に対して親会社との取引に関連して、一般株主の利益に配慮した経営を行うことを求めてまいりました。しかし、当社では、依然として、一般株主の意思を蔑ろにし、親会社の利益に偏重した経営が行われているのではないかと疑われます。

当社において、第95期事業年度中の日産自動車への年間売上高は連結売上高の98.5%に及び年間5,500億円¹に達していました。また、第96期第3四半期末現在で直近²時価総額の約89.3%及び連結総資産の約43.0%に達する1,160億円もの余剰資金を日産自動車の完全子会社に対して預け金として寄託していました。親会社との取引はそもそも構造的な利益相反を孕んでいます。当社のように、これほどまでに親会社と恒常的かつ大規模な取引を行っている上場会社は非常にまれです。そのため、当社としては、当然親会社以外の一般株主の利益にも配慮した、親会社から独立した経営を担保するためのガバナンス体制を構築・維持する必要があります。

しかし、現在の当社取締役6名の内3名が親会社出身者です。社外取締役は2名いるものの、取締役の半数が親会社出身者という状況では、取締役会において、社外取締役の意見が反映されにくい環境にあることは明らかです。また、当社の代表取締役社長は、代々、親会社出身者が務め、役員候補者の選定や各取締役の報酬決定を実質的に行っています。このように、当社の取締役会は、親会社の強い影響の下にあり、取締役に対する独立した客観的な立場からの実効性の高い監督が期待できる体制ではなく、むしろ親会社の利益に偏重した経営を助長するものとなっているのではないかと考えられます。

実際に、例えば、当社の第93期事業年度に係る定時株主総会において、親会社出身者の社外監査役の選任議案が、親会社を除く株主の85.2%が反対票を投じたにもかかわらず、親会社が賛成票を投じることで可決され、第95期事業年度に係る定時株主総会においても、親会社出身者の補欠監査役の選任議案が、親会社を除く株主の79.6%が反対票を投じたにもかかわらず、親会社が賛成票を投じることで可決されたことは、一般株主の意思に反して、親会社の影響力が及んでいることを示しております。

また、平成29年及び平成30年に複数回にわたって発覚・公表された日産自動車の完成検査不正問題についても、当社において親会社と全く同様の不正が発覚しており、当社と親会社との間に独立したガバナンス体制が構築されていなかった可能性が高いことを示しております。

1 当社単体では、第95期事業年度中の日産自動車への年間売上高は直近単体売上高の99.9%に及び年間5,475億円に達していました。
2 平成31年3月の最終営業日。

このような現状に対し、当社が指名委員会等設置会社に移行すれば、社外取締役がメンバーの過半数を構成する指名委員会、監査委員会及び報酬委員会が設置されることにより、執行と監督・監査の機能が分離され、かつ、取締役の指名及び報酬の決定権限が親会社出身取締役に集中することを防ぐことが可能となります。そのため、これまで親会社の強い影響力の下で、独立したガバナンス体制を構築してこなかった当社においては、早急に、親会社出身者を中心とする経営から脱却し、独立した客観的立場から執行を監督・監査するための体制として、指名委員会等設置会社の仕組みが導入されるべきだと考えます。

取締役会議長は社外取締役が務めることについて

親会社から独立した経営が担保されるガバナンス体制を構築するためには、指名委員会等設置会社に移行することのほかに、取締役会議長を親会社から独立した取締役とすることも有用であると考えます。

当社の現行定款では、取締役社長が取締役会議長を務めることとされていますが、当社では、代々、親会社出身者が代表取締役社長を務めているため、当社取締役会においては、親会社からの独立性を確保した審議が妨げられているおそれがあります。社外取締役を取締役会議長とすることで、取締役会における議論が独立性を有する社外取締役によって牽引される環境を創出し、また、意思決定の客観性や透明性の向上、取締役会のモニタリング機能強化に繋がることが期待されます。

この点に関して、経済産業省が公表している「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」（平成29年3月31日策定、平成30年9月28日改訂）においても、「監督を受ける立場にある社長・CEO等が取締役会議長を兼ね、そのイニシアティブで議案の選定や議事進行を行うよりも、取締役会議長は監督を行う立場にある社外取締役などの非業務執行取締役が務め、執行側は業務執行に関する説明を行う役割に徹する方が、取締役会の監督機能の実効性を確保しやすいと考えられる」と指摘されています（CGSガイドライン18頁）。

親会社の利益に偏重した経営が行われることがないように執行を監督する必要性が高い当社において、取締役会議長を親会社から独立した社外取締役とすることは、CGSガイドラインの上記の指摘に沿うものであり、取締役会の監督機能の強化が実現できるものです。そのため、当社の取締役会議長は、親会社から独立した社外取締役が務めるべきであり、そのための定款変更を速やかに実施すべきであると考えます。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

（反対の理由）

本株主提案は、当社の親会社である日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）のガバナンス改善特別委員会が、日産自動車のガバナンス改善の観点から同社において指名委員会等設置会社へ移行すること及び取締役会議長を社外取締役とすることを提言したことを受け、当社においても同様に、指名委員会等設置会社へ移行するとともに取締役会議長を独立社外取締役とすることを提案するものです。

わが国の会社法は、多様な機関設計を認めており、大会社（公開会社の場合）においては監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社のいずれかを採用することになっております。これらの3つの機関設計は、いずれかが優れているというものではなく、会社がどの機関設計を選択するかは、企業経営の規律をどのように維持向上させていくかという観点とともに、会社の意思決定の迅速性・機動性の確保及び収益性・競争力の向上の観点からも検討を行うべき重要な問題であると認識しております。

従いまして、当社に対して日産自動車と同一の機関設計をあてはめればよいということではなく、当社として、当社を取り巻く環境や固有の事情等を総合的に考慮したうえで、当社にとって最適な機関設計を検討し、コーポレートガバナンスの向上を図っていく必要があると考えております。

このような事情を踏まえ、当社におきましては、**2019年5月14日**付で、当社の独立社外取締役**2名**及び独立社外監査役**2名**からなるガバナンス検討委員会を設置し、この委員会に対して、当社にとって最適なコーポレートガバナンスの仕組みや留意すべき事項を検討することを委嘱しております。今後、このガバナンス検討委員会における検討とその提言を踏まえ、当社にとって最適なコーポレートガバナンスの仕組みを慎重かつ適切に検討してまいりたいと考えており、現時点において、本株主提案議案を本総会で株主の皆様へ提案することは適切ではないと判断しております。

以上の理由より、当社の取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のが国経済は、高水準な企業業績の維持や、個人の雇用・所得環境の改善による個人消費の回復基調に支えられ、緩やかな景気拡大が続きました。

一方、世界経済は、米中の貿易摩擦問題や中国経済の景気減速懸念など、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループの属する国内の自動車生産事業においては、国内市場の中長期的な市場規模の縮小や、グローバル需要の鈍化、新興国を中心とした海外現地生産の拡大、通商政策リスクに伴う輸出影響の懸念など、取り巻く経営環境の厳しさは継続しております。

このような経済情勢の下、当社が日産自動車株式会社から受注しております自動車は、北米向け「アルマーダ」が減少したものの、中近東向け「パトロール (Y62)」や北米向け「インフィニティ QX80」が増加したことなどにより、前連結会計年度と比べ売上台数は8.3%増加の229,901台、売上高は7.9%増加の6,028億円となりました。

損益面では、営業利益は材料市況悪化等に伴うコスト増加はあるものの、前連結会計年度は完成検査問題の影響による生産台数減少やラインスピード低下による生産性悪化影響があったため、485.5%増加の77億円、経常利益は365.4%増加の81億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に特別損失に計上した「リコール関連費用」43億円の減少等により78億円改善の55億円となりました。

品目別売上の状況

品 目	台 数 (台)	金 額 (百万円)	対前連結会計年度比 (%)
乗 用 車	126,690	407,507	7.1
商 用 車	83,923	128,933	16.6
小 型 バ ス	19,288	38,565	△1.1
自 動 車 部 分 品 等	—	27,876	△2.4
合 計	229,901	602,882	7.9

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は約**86**億円で、新商品、マイナーチェンジによる商品力強化、生産設備の合理化、厚生施設の改善、環境改善など諸設備の充実強化に努めました。

(4) 対処すべき課題

当社は、**2017**年度からスタートした**2017-2022**中期経営計画では、「**LCV・Frame**車を技術力の核とし、高品質で魅力ある商品をお客様にお届けすることで、将来にわたる強靱な企業基盤を確立する」ことを基本方針として、「魅力ある商品による生産台数と売上の拡大」、「品質**No.1** お客様から信頼される工場」、「**LCV・Frame**車のモノづくりグローバル技術拠点」の**3**つを重点課題に取り組んでおります。**2018**年度は、先進安全装備を充実させた新型エルブランド、**20**年ぶりのフルモデルチェンジとなる新型パラメディックの生産を開始いたしました。一方で、完成検査の不適切な取扱い問題については、最適な完成検査ラインの構築、完成検査員の育成に継続して取り組んでおります。

今後も、当社の強みである開発から生産まで一貫したモノづくり体制を活かし、市場の動向に柔軟に対応できる生産運営の構築と、ダイバーシティを中心とした、すべての活動を支える企業基盤の強化、並びに法令遵守の強化に取り組んでいくことで、お客様、株主様、取引先様、地域社会の皆様、そして従業員を含むすべてのステークホルダーの皆様からの信頼を高められるよう、全社一丸となって努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期 別 項 目	第93期 (2016年3月期)	第94期 (2017年3月期)	第95期 (2018年3月期)	第96期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	509,421	565,822	558,600	602,882
経 常 利 益 (百万円)	11,962	12,709	1,756	8,174
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	7,939	8,223	△2,297	5,585
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	53.67	55.59	△16.38	41.23
総 資 産 (百万円)	262,507	294,476	273,320	268,514
純 資 産 (百万円)	169,949	179,376	161,713	166,025
1株当たり純資産額 (円)	1,148.85	1,212.58	1,193.87	1,225.70

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社である日産自動車株式会社は、当社の発行済株式総数のうち67,726千株（議決権比率50.0%）を所有しており、当社の売上高の99.7%は同社に対するものであります。

②親会社との間の取引に関する事項

- 1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
親会社との自動車の取引価格については、総原価を勘案して交渉の上決定しております。
また、交渉の経緯と内容について取締役会で確認しております。
- 2) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

会 社 名	資本金（百万円）	議決権比率（％）	主要な事業内容
日産車体九州(株)	10	100	自動車の製造
日産車体マニファクチャリング(株)	432	100	自動車部品のプレス加工・組立、樹脂製品の成形・組立
日産車体エンジニアリング(株)	40	100	機械設備等の保全・整備、各種設備工事、物流業務
(株)オートワークス京都	480	100	自動車の製造
日産車体コンピュータサービス(株)	100	100	システム開発・プログラム開発業務
(株)プロスタッフ	90	100	人材派遣

(注) 議決権比率には間接所有を含めております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車及びその部分品の製造・販売を主な事業内容とし、これらに関連するサービス等の事業活動を展開しております。

主な製品は次のとおりであります。

品 目	製 品 名
乗 用 車	NV200バネット、NV350キャラバン、エルグランド、パトロール（Y61/Y62）、アルマーダ、インフィニティQX80
商 用 車	NV150AD、NV200バネット、NV350キャラバン、パトロールピックアップ、アトラスF24
小 型 バ ス	NV350キャラバン、シビリアン
自 動 車 部 分 品 等	自動車用各種部分品等

(8) 主要な営業所及び工場

①当社

名 称	所 在 地
本 社	神 奈 川 県 平 塚 市
九 州 分 室	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町
開 発 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
秦 野 事 業 所	神 奈 川 県 秦 野 市
栃 木 分 室	栃 木 県 河 内 郡 上 三 川 町
生 産 部 門	神 奈 川 県 平 塚 市
湘 南 工 場	神 奈 川 県 平 塚 市
生 産 統 括 部 品 質 統 括 グ ル ー プ 九 州 品 質 保 証 課	福 岡 県 京 都 郡 苅 田 町
京 都 分 室	京 都 府 宇 治 市

②子会社

日 産 車 体 九 州 (株)	本社及び工場：福岡県京都郡苅田町
日産車体マニュファクチャリング(株)	本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、神奈川県秦野市
日産車体エンジニアリング(株)	本社：神奈川県平塚市 工場：神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町
(株) オートワークス京都	本社：京都府宇治市 工場：京都府宇治市、神奈川県平塚市、 福岡県京都郡苅田町

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,032名	232名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,797名	90名減

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 157,239,691株 (自己株式21,786,312株を含む。)
 (3) 当事業年度末の株主数 4,417名
 (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日産自動車株式会社	67,726	50.0
エムエルアイフォークライアントジェネラルオムニノンコラテラルノントリーティーピーピー	21,087	15.6
ゴールドマンサックスインターナショナル	7,961	5.9
イーシーエムエムエフ	7,182	5.3
日産車体取引先持株会	2,750	2.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,431	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,309	1.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,102	0.8
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	900	0.7
ジェーピーモルガンチェースバンク385151	895	0.7

(注) 当社は、自己株式21,786,312株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
※ 取締役社長	木 村 昌 平	内部監査室担当、商品保証本部長委嘱	日産車体九州(株)取締役社長
取 締 役	馬 淵 雄 一	生産部門統括、安全環境部・生産統括部・湘南工場担当	
取 締 役	大 塚 裕 之	開発部門統括、特装開発部・実験部担当	
取 締 役	小 滝 晋	管理部門統括、経営管理部・人事部・秘書室・経理部・原価管理部・購買部・特装業務推進部担当	
取 締 役 (社外)	大 木 芳 幸		神奈川中央交通(株)常務取締役 (株)神奈中アカウンティングサービス取締役社長
取 締 役 (社外)	市 川 誠 一 郎		
監 査 役	浜 地 利 勝	常勤	日産車体九州(株)監査役 (株)オートワークス京都監査役
監 査 役 (社外)	湧 井 敏 雄		大林道路(株)社外取締役
監 査 役 (社外)	井 上 泉		(株)ジャパンリスクソリューション取締役社長

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役大木芳幸氏及び市川誠一郎氏は社外取締役であります。
3. 監査役湧井敏雄氏及び井上泉氏は社外監査役であります。
4. 取締役大木芳幸氏及び市川誠一郎氏並びに監査役湧井敏雄氏及び井上泉氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 小滝晋氏は、2018年6月27日開催の第95回定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
6. 2018年6月27日開催の第95回定時株主総会において、取締役浜地利勝氏及び監査役江崎浩一郎氏は辞任いたしました。
7. 浜地利勝氏は、2018年6月27日開催の第95回定時株主総会において新たに選任された監査役であります。
8. 当社は、神奈川中央交通株式会社との間には資本関係はありません。当社は同社が提供するバス、タクシー、ホテルサービスを一般利用者として利用しておりますが、2018年度における同社の当社に対する売上高は、極めて僅少（年間連結売上高比率1%未満）であり、当社から当社に対する売上はありません。当社は、株式会社神奈中アカウンティングサービスとの間には資本関係及び取引関係はありません。
9. 当社は、大林道路株式会社との間には資本関係及び取引関係はありません。
10. 当社は、株式会社ジャパンリスクソリューションとの間には資本関係及び取引関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額	株主総会で定められた報酬限度額
取 締 役	7名	110,083千円	取締役の報酬限度額は月額30,000千円（1982年6月30日決議）であります。
監 査 役	4名	33,993千円	監査役の報酬限度額は月額5,000千円（1982年6月30日決議）であります。
計	11名	144,076千円	

- (注) 1. 当期末現在の取締役は6名、監査役は3名であります。
2. 社外取締役2名及び社外監査役2名に当期支払った報酬は32,016千円であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を限度としております。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

「(1) 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主な発言状況	出席状況	
			取締役会 (全17回)	監査役会 (全15回)
取 締 役	大 木 芳 幸	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	94%	—
取 締 役	市 川 誠 一 郎	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100%	—
監 査 役	湧 井 敏 雄	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100%	100%
監 査 役	井 上 泉	経験と見識に基づき、必要に応じて発言しております。	100%	100%

- (注) 1. 出席状況につきましては、書面決議による取締役会の回数（1回）を除いております。
2. 社外取締役及び社外監査役の各氏は、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っております。2017年9月に当社グループの車両製造工場において発覚した完成検査に係る不適切な取扱いについて認識した後は、その後の取締役会等において再発防止策の内容やその進捗状況についての説明を受け、その内容について意見を述べる他、完成検査工程を実地確認する等、その職責を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) EY新日本有限責任監査法人は2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 31百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、そのほか独立性及び専門性等の観点からして会計監査人に適正な監査を遂行する上で支障があると判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(4) 会計監査人の報酬等の額に対して監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び使用人が社会的良識を持って行動することの重要性を認識し、法令を遵守すること及び公正な業務運営の確保に向けて、「日産車体行動規範～わたしたちの約束～」を制定し、社内研修等を通じて内容の周知・徹底を図るとともに、行動規範遵守に関する誓約書を交わす。さらに、当社グループ会社においても、当社の行動規範の下に、それぞれの当社グループ会社で適用される個別の行動規範を策定し、同様に周知・徹底を図る。

また、内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対し、法令及び定款の遵守状況等の監査を行う。

コンプライアンス（法令等の遵守）上の問題については、当社及び当社グループ会社の使用人が直接かつ容易に意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、社内外の窓口にて情報提供できる内部通報制度を導入し、問題の早期発見と是正を行う。特に行動規範に抵触すると思われる事項の報告を受けた場合は、直ちに当社の「コンプライアンス委員会」もしくは当社グループ会社の「コンプライアンス委員会」において速やかに対策を審議し実行に移す。なお、「コンプライアンス委員会」の活動は、毎月執行役員会議に報告する。

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨む。当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、万一何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。取締役及び使用人は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとる。また、そのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司並びに関連部署に報告し、その指示に従う。

さらに、当社及び当社グループ会社は、金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の仕組みの強化に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社グループ会社の株主総会議事録及び取締役会議事録や職務権限基準に基づいて意思決定された決議書その他の決定書面については、当社及び当社グループ会社ごとに法令及び社内規程に従い保存し管理する。取締役及び監査役あるいは業務上の必要がある使用人は、これらの書面を閲覧することができる。

また、当社及び当社グループ会社は「情報セキュリティ・ポリシー」を定め、当社及び当社グループ会社の情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、当社及び当社グループ会社ごとに「情報セキュリティ委員会」を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社は、事業の継続を阻害する事項や、ステークホルダーの安全・安心を脅かすリスクをいち早く察知し、評価して必要な対策を検討・実行することにより、発生の未然防止に努めるとともに、万一発生した場合の被害の最小化や再発防止に努める。

当社及び当社グループ会社のリスクマネジメントについては、当社取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、具体的対策を講じるとともに、その進捗を継続的に管理する。

リスク管理の推進にあたって、当社の主要なリスクである環境・品質・安全等については、「環境委員会」・「品質委員会」・「安全会議」等の専門委員会や会議を定期的開催し、併せて、規程・基準・マニュアル等を整備し、その教育等を通じて周知・徹底に取り組み、発生の未然防止、万一発生した場合の被害の最小化及び再発防止に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令に基づく会社の機関として取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

意思決定の迅速化・効率化を図るため、取締役会の構成をスリムなものとし、業務執行については執行役員制度をしいて、明確な形で執行役員及び使用人に権限委譲する。

また、執行役員等によって構成される執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議する。

業務分掌を定めることにより各部の役割と責任を明確にするとともに、職務権限基準を策定して意思決定を行う権限を有する者と意思決定プロセスを明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。また、当社グループ会社においても、明確で透明性の高い業務分掌及び職務権限基準を策定する。常に迅速で効果的な意思決定が確保されるよう、それらの業務分掌及び職務権限基準は、当社及び当社グループ各社で定期的に必要を見直しを行う。

また、当社は、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、当社及び当社グループ会社と共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、整合性のとれた効率的なグループ経営を行うため、親会社及び当社グループ会社との間で、それぞれ定期的に会議体を開催し、当社の経営方針や情報の共有化を図る。また、当社の各機能部署は、当社グループ会社の対応する機能部署との連携を強化し、整合性のとれた効率的なグループとしての業務運営を行う。

2) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に記載する取組み等を行う。なお、当社の行動規範は、親会社の行動規範に準拠し、コンプライアンスや情報セキュリティなどに関する理念の統一を図る。加えて、親会社に対して直接情報提供できる内部通報制度を設ける。

また、必要に応じて当社の取締役又は使用人が、当社グループ会社の取締役又は監査役を兼務し、業務執行並びに会計の状況等を定常的に監視監督する。

さらに、当社の監査役は、連結経営の観点から、当社グループ全体の監査が実効的に行えるよう定期的に「関係会社監査役連絡会」を開催し、情報及び意見の交換を行う。

3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ会社の損失の危険を管理するため「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載する取組み等を行う。

4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、上記1)ないし3)に記載する複数のルートを通じて、当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告を求め、その把握に努める。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役による監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に行うことができるよう、監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、管理職等の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下にその職務を遂行する。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任免、人事評価、異動及び懲戒処分等については、予め監査役会の同意を要するものとする。

- (7) 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を及ぼした事項、又はそのおそれのある事項、行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれがある行為、及びこれらに準じる事項を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告する。当社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

また、当社の監査役は、年度業務監査計画に基づき当社及び当社グループ会社の重要な意思決定及び業務執行状況を把握できるよう、取締役会のほか、執行役員会議への代表監査役の参加を確保するとともに、監査役の定期的な業務ヒアリングの際に職務の遂行状況や検討課題の報告を受ける。また、内部監査室は監査計画や監査結果を当社の監査役に定期的に報告する。

- 2) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社監査役に報告すべき事項が発生した場合、速やかに、当社の取締役及び使用人に報告を行い、報告を受けた当社の取締役及び使用人は、当該事項について、当社の監査役に対して報告を行う。

また、当社グループ会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況その他について報告を求められた場合、迅速に対応する。

- 3) 上記1) ないし2) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行うものとする。

- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年度、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

- (9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の監査役のうち半数以上を社外監査役とし、定期的開催する監査役会及び「監査役連絡会」において監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行う。監査役と取締役社長は、定期的な会合を設け、経営状況や会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクなどについて幅広く情報・意見交換を行う。監査役は、監査法人から定期的に監査報告を受ける。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の当事業年度における整備・運用状況の概要は次の通りであります。当該整備・運用状況については内部監査室が定期的に確認し、取締役会に報告しております。

2017年9月に当社及びグループ会社の車両製造工場で発覚した「完成検査に係る不適切な取扱い」、及び2018年に判明した「抜取検査（燃費・排出ガス計測及び精密車両測定）に係る不適切な行為」、更に「全数検査の新たな不適切な取扱い」への対応を公表いたしました。これを受け、当初の再発防止策に加えて、追加の諸施策を策定し、実行してきました。再発防止活動については、執行役員会議及び取締役会で、進捗と課題への対処について確認を行っており、今後同様の事案が発生することが無いよう継続して取り組んでまいります。

また、法令遵守の取組みを全社に拡大する必要性を認識し、「コンプライアンス総点検」として、「人事労務」、「製品の安全と法規遵守」、「その他（サプライヤ管理・下請法、贈収賄防止等）」の3領域に取組み、基準類の総点検を行い、3月末までに見直しが完了いたしました。今後は見直した基準類の運用状況の確認・監査を含め、法令遵守の徹底に継続して取り組んでまいります。

(1) コンプライアンスに関して

取締役及び使用人の行動規範を、親会社の行動規範にも準拠して制定・整備しております。コンプライアンスの統括組織として設置したコンプライアンス委員会を定期的に開催し（当事業年度は20回開催）、当社及び当社グループ会社のコンプライアンス向上のため、当社及び当社グループ会社の使用人に対する定期的なコンプライアンス教育などの活動計画を立案・実行いたしました。また、当社グループ会社でも、同様の委員会を定期的に開催し、コンプライアンス向上のための活動を行っております。

当社及び当社グループ会社は、内部通報制度を設け、当社人事部又は第三者機関に報告される体制を整備しております。また、行動規範に通報者を保護する旨の規定を設けております。

(2) リスク管理に関して

リスクに関する統括組織として設置したリスクマネジメント委員会を定期的に開催し（当事業年度は3回開催）、当社及び当社グループ会社の重大リスクを特定し、未然防止と被害最小化のための活動を実施いたしました。また、当社グループ会社でも同様の委員会を定期的に開催しリスク管理活動を行っております。

情報セキュリティに関する統括組織として設置した情報セキュリティ委員会を定期的に開催し（当事業年度は12回開催）、情報セキュリティ・ポリシーに関する当社及び当社グループ会社の定期的な教育及び情報の種別に応じた取扱いの徹底や定期的な自己評価などの活動計画を立案・実行いたしました。また、当社グループ会社でも、同様の委員会を定期的に開催し、情報セキュリティ向上のための活動を行っております。

環境・品質・安全に関する統括組織として設置した環境委員会・品質委員会・安全会議を定期的に開催し、リスク管理推進活動の進捗を確認いたしました。また、当社グループ会社でも、同様の会議体を定期的に開催し、活動を行っております。

(3) 取締役の職務執行に関して

取締役会の監督機能を強化すること、また、経営に社外の視点を取り入れること等を目的として、社外取締役2名を選任しております。当事業年度は、取締役会を18回開催し、会社の重要な事項について報告・審議・決議いたしました。

当事業年度は、執行役員会議を原則週1回開催し、業務執行に伴う個別具体的な経営課題を協議いたしました。

取締役の効率的な業務の遂行を図るため、職務権限基準及び業務分掌について内容のレビューを行い必要な改定を実施いたしました。また、当社グループ会社でも、同様に必要な改定を実施しております。

(4) 監査役の職務執行に関して

社外監査役を含む監査役の取締役会への参加、代表監査役の執行役員会議等の重要会議への参加、監査法人及び内部監査室からの定期的な報告等を通じて、監査役は取締役の職務執行の監査及び内部統制システムの整備・運用状況の確認を行っております。

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、取締役からの独立性を確保するため、監査役室管理職の任免、評価等の人事事項は監査役会の同意の上、実施しております。

(5) 内部監査に関して

内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社を対象とした内部監査を実施いたしました。

2017年9月に当社及びグループ会社の車両製造工場で発覚した完成検査に係る不適切な取扱い、及び2018年に判明した抜取検査（燃費・排出ガス計測及び精密車両測定）に係る不適切な行為と全数検査の新たな不適切な取扱いについては、当社の再発防止の取組みについて内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	268,514	(負債の部)	102,489
流動資産	209,417	流動負債	89,720
現金及び預金	537	支払手形及び買掛金	52,750
受取手形及び売掛金	79,545	電子記録債務	13,117
仕掛品	3,642	リース債務	3,405
原材料及び貯蔵品	2,625	未払金	1,915
未収入金	2,144	未払費用	10,493
預け金	120,702	未払法人税等	1,993
その他	219	預り金	259
固定資産	59,097	従業員預り金	3,099
有形固定資産	52,938	製品保証引当金	179
建物及び構築物	11,223	その他	2,504
機械装置及び運搬具	16,939	固定負債	12,769
工具、器具及び備品	6,256	リース債務	1,145
土地	15,684	製品保証引当金	225
建設仮勘定	2,834	退職給付に係る負債	9,599
無形固定資産	1,030	資産除去債務	1,120
投資その他の資産	5,128	その他	677
投資有価証券	324		
長期前払費用	117	(純資産の部)	166,025
繰延税金資産	4,295	株主資本	167,127
その他	391	資本金	7,904
		資本剰余金	8,517
		利益剰余金	173,340
		自己株式	△22,635
		その他の包括利益累計額	△1,102
		退職給付に係る調整累計額	△1,102
資産合計	268,514	負債及び純資産合計	268,514

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売上高	602,882
売上原価	587,983
売上総利益	14,899
販売費及び一般管理費	7,111
営業利益	7,787
営業外収益	
受取利息及び配当金	315
その他	319
計	634
営業外費用	
支払利息	52
その他	195
計	248
経常利益	8,174
特別利益	
固定資産売却益	0
計	0
特別損失	
固定資産除却損	249
その他	0
計	250
税金等調整前当期純利益	7,924
法人税、住民税及び事業税	1,894
法人税等調整額	445
法人税等合計	2,339
当期純利益	5,585
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	5,585

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,904	8,517	169,516	△22,635	163,303
当期変動額					
剰余金の配当			△1,760		△1,760
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,585		5,585
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	3,824	△0	3,824
当期末残高	7,904	8,517	173,340	△22,635	167,127

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	△1,589	161,713
当期変動額		
剰余金の配当		△1,760
親会社株主に帰属する 当期純利益		5,585
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	487	487
当期変動額合計	487	4,311
当期末残高	△1,102	166,025

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社

6社

日産車体九州(株)、日産車体マニュファクチャリング(株)、日産車体エンジニアリング(株)、(株)オートワークス京都、
日産車体コンピュータサービス(株)、(株)プロスタッフ

(2) 重要な会計方針に係る事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

・ たな卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

・ リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

・ 長期前払費用

均等償却によっている。

③ 重要な引当金の計上基準

・ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

・ 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

④退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑥連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	231,912百万円
(2)保証債務	
従業員の住宅購入資金借入に対する保証	1,329百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	157,239千株

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	880	6.50	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	880	6.50	2018年9月30日	2018年12月3日
計	—	1,760	—	—	—

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

2019年6月26日開催予定の第96回定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

- ・配当金の総額 880百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 6.50円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、運転資金及び設備投資資金については、内部資金を充当し、外部からの資金調達は行っていない。

受取手形及び売掛金については、取引先から財務情報を入手し、取引先の信用リスクに備えている。また、預け金については一時的な余剰資金運用目的のための日産系ファイナンス会社に対する資金の寄託である。

投資有価証券については非上場株式である。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一年以内の支払期日である。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にサプライヤーへの型費未払残高である。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	連結貸借対照表計上額（*） （百万円）	時価（*）（百万円）	差額（百万円）
① 現金及び預金	537	537	－
② 受取手形及び売掛金	79,545	79,545	－
③ 預け金	120,702	120,702	－
④ 支払手形及び買掛金	(52,750)	(52,750)	－
⑤ 電子記録債務	(13,117)	(13,117)	－
⑥ リース債務	(4,550)	(4,531)	(19)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③預け金、並びに④支払手形及び買掛金、⑤電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑥リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額324百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記に含めていない。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	1,225円70銭
(2)1株当たり当期純利益	41円23銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

8. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	300,887	(負債の部)	143,348
流動資産	245,469	流動負債	133,990
現金及び預金	16	支払手形	238
売掛金	77,462	電子記録債務	13,117
仕掛品	2,870	買掛金	94,856
原材料及び貯蔵品	466	関係会社短期借入金	5,650
関係会社短期貸付金	1,937	リース債務	3,451
未収入金	41,812	未払金	2,229
預け金	120,702	未払費用	7,638
その他	201	未払法人税等	1,896
固定資産	55,418	預り金	99
有形固定資産	50,175	従業員預り金	3,099
建物	9,568	製品保証引当金	43
構築物	917	その他	1,669
機械及び装置	16,259	固定負債	9,358
車両運搬具	246	リース債務	1,148
工具、器具及び備品	6,218	製品保証引当金	58
土地	14,164	退職給付引当金	6,617
建設仮勘定	2,799	資産除去債務	1,094
無形固定資産	827	その他	439
ソフトウェア	811		
その他	15	(純資産の部)	157,539
投資その他の資産	4,415	株主資本	157,539
投資有価証券	323	資本金	7,904
関係会社株式	1,282	資本剰余金	8,517
繰延税金資産	2,428	資本準備金	8,317
その他	380	その他資本剰余金	200
		利益剰余金	163,752
		利益準備金	1,976
		その他利益剰余金	161,775
		買換資産圧縮積立金	3,124
		別途積立金	22,848
		繰越利益剰余金	135,802
		自己株式	△22,635
資産合計	300,887	負債及び純資産合計	300,887

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	593,718
売 上 原 価	580,572
売 上 総 利 益	13,145
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,161
営 業 利 益	6,984
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	318
固 定 資 産 賃 貸 料	464
そ の 他	37
計	820
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	63
固 定 資 産 賃 貸 費 用	315
そ の 他	30
計	409
経 常 利 益	7,394
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	235
計	235
税 引 前 当 期 純 利 益	7,159
法人税、住民税及び事業税	1,572
法人税等調整額	597
法人税等合計	2,169
当 期 純 利 益	4,989

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 買換資産圧縮積立金
当期首残高	7,904	8,317	200	1,976	3,175
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩					△50
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
当期変動額合計	－	－	－	－	△50
当期末残高	7,904	8,317	200	1,976	3,124

(単位：百万円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金				
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	22,848	132,523	△22,635	154,310	154,310
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩		50		—	—
剰余金の配当		△1,760		△1,760	△1,760
当期純利益		4,989		4,989	4,989
自己株式の取得			△0	△0	△0
当期変動額合計	—	3,279	△0	3,228	3,228
当期末残高	22,848	135,802	△22,635	157,539	157,539

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛品、原材料、貯蔵品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

耐用年数を見積耐用年数、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

③リース資産

耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を実質的残存価額とする定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に翌期以降保証期間内の費用見積額を計上している。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

(4)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(5)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

2. 表示方法の変更に関する注記

『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 201,315百万円

(2)保証債務

従業員の住宅購入資金借入に対する保証 1,329百万円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 117,093百万円

長期金銭債権 241百万円

短期金銭債務 68,985百万円

長期金銭債務 8百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 591,999百万円

仕入高 715,613百万円

営業取引以外の取引高 1,627百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 21,786千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払賞与	540百万円
製品保証費用	706
有価証券評価損	289
減価償却超過額	125
退職給付引当金	2,023
資産除去債務	332
その他	487
繰延税金資産小計	<u>4,506</u>
評価性引当額	<u>△698</u>
繰延税金資産合計	<u>3,808</u>

(繰延税金負債)

買換資産圧縮積立金	△1,376
その他	△2
繰延税金負債合計	<u>△1,379</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>2,428</u></u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		
						役員の兼任等	事業上の関係	
親会社	日産自動車株式会社	神奈川県 横浜市神奈川区	百万円 605,813	自動車の製造・ 販売等	被所有 直接 50.0 間接 0.0	転籍 3人	エンジン等部分品の有償支給を受け、 自動車として同社に販売	
		取引内容				取引金額	科目	期末残高
						百万円		百万円
		営業取引	自動車の販売等 部分品の受給等	591,936	売掛金	77,241		
		236,101	買掛金	20,031				
営業外取引	固定資産の購入	368	未払金	15				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①自動車の取引価格については、総原価を勘案して交渉の上決定している。また、交渉の経緯と内容について取締役会で確認している。
- ②部分品の受給については、原則として日産自動車㈱の原価により算定した価格により、交渉の上決定している。
- ③固定資産の購入については、一般的取引条件と同様に決定している。
- ④取引金額については消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。

(2)子会社

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容							
						役員兼任等	事業上の関係						
子 会 社	日産車体九州株式会社	福岡県京都郡	百万円 10	自動車の 車体製造	所有 直接 100.0	兼任 5	人 5	部分品を有償支給し、車体として仕入					
									取引内容		取引金額	科目	期末残高
									営業取引	部分品の支給等	百万円 423,554	未収入金	百万円 36,154
									営業外取引	部分品の仕入 グループファイナンスによる資金の貸付	450,129 912	買掛金 短期貸付金	41,129 1,937
	日産車体ミナソノテクノアリアリンク株式会社	神奈川県平塚市	百万円 432	自動車部品の 製造・販売等	所有 直接 56.1 間接 43.9	兼任 3 転籍 2	人 3	部分品の支給 部分品の仕入					
									取引内容		取引金額	科目	期末残高
									営業取引	部分品の支給等	百万円 9,267	未収入金	百万円 856
									営業外取引	部分品の仕入 グループファイナンスによる資金の借入	14,550 -	買掛金 短期借入金	1,392 810
	株式会社オートワークス京都	京都府宇治市	百万円 480	自動車の 車体製造	所有 直接 100.0	兼任 3 転籍 3	人 3	部分品を有償支給し、車体として仕入					
									取引内容		取引金額	科目	期末残高
									営業取引	部分品の支給等	百万円 11,275	未収入金	百万円 970
									営業外取引	部分品の仕入 グループファイナンスによる資金の借入	16,380 270	買掛金 短期借入金	1,845 1,620

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①部分品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。
- ②資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- ③取引金額については消費税等を含んでいないが、期末残高には消費税等を含んでいる。
- ④グループファイナンスによる資金の貸付・借入については、前当期の増減額を記載している。

(3)兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容						
						役員の兼任等	事業上の関係					
親会社の子会社	日摩ルトンファイナンス株式会社	神奈川県 横浜市西区	百万円 90	金融業	-	-	-	当社グループ資金の運用先				
			取引内容						取引金額	科目	期末残高	
			資金運用 受取利息						百万円 6,125 295	預け金 未収入金	百万円 120,702 25	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①資金運用については、日産グループファイナンス(株)から提示された条件（利率等）について、一般の短期資金の市場金利を勘案して検討し、決定している。
- ②資金運用については、前当期の増減額を記載している。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 1,163円05銭
- (2)1株当たり当期純利益 36円84銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

日産車体株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 間 康 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根 津 美 香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産車体株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産車体株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

日産車体株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 間 康 司 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根 津 美 香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産車体株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、前事業年度に当社グループの製造工程における完成検査に係る不適切な取扱いが判明した後、再発防止の過程で当事業年度には抜取検査（燃費・排出ガス計測及び精密車両測定）に係る不適切な行為と、全数検査の新たな不適切な取扱いが判明いたしました。監査役会としては、再発防止策が実施され、改善が図られていることを確認しております。今後も再発防止策に関する取締役会の対応と実効性について注視してまいります。上記を除いては、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

日産車体株式会社 監査役会

常勤監査役	浜 地 利 勝 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	湧 井 敏 雄 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	井 上 泉 ㊟

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ 毛

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会の基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 なお中間配当を実施するときの基準日は9月30日
株主名簿管理人 (特別口座の口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

(お知らせ)

住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため、特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金のお支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

但し、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。

* 確定申告をされる株主様は、大切に保管ください。

商 号 日産車体株式会社
英文社名 NISSAN SHATAI CO., LTD.

主要製品の紹介



INFINITI



ARMADA

アルマーダ



PATROL

パトロール (Y62)



Infiniti QX80

インフィニティ QX80



NV350

CARAVAN

NV350 キャラバン



ELGRAND

エルグランド



NV150

AD

NV150 AD



NV200

VANETTE

NV200 パネット



PATROL

パトロール (Y61)



PATROL PICKUP

パトロールピックアップ



NV200

NV200 タクシー



CIVILIAN

シビリアン



ATLAS

アトラスF24

会場ご案内図

会場

神奈川県平塚市堤町2番1号
日産車体株式会社 本社本館

交通機関のご案内

JR東海道本線「平塚駅」東口改札下車
北口バスターミナルより
神奈中バス 07系統・09系統
「平塚駅北口行循環」で約5分
「工業団地入口」下車徒歩約1分
9時以前：12番乗り場より
9時以降：9番乗り場より

平塚駅北口バスターミナル拡大図



工場見学のご案内

総会終了後、引き続き当社湘南工場の見学会を開催いたしますのでご参加賜りますようお願い申し上げます。
なお、見学会は1時間程度を予定しております。

